第１０回　（仮称）明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会　会議録

日　　時：平成 24 年 8 月 28 日（火）10：00～12：00
場　　所：明石市民会館　第 1／第 2 会議室
出席委員：田端会長、弘本副会長、武久委員、池内委員、桑原委員、山本委員、中谷委員、西野委員、森川委員、海士委員、岩濵委員

1. 会議開始のあいさつ

（事務局）：
定刻となりましたので、ただ今から、第 10 回（仮称）明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会を開催させていただきます。本日の検討委員会委員の出欠でございますが、1 名の委員が欠席で 11 名出席となっています。

●事務局による議題の説明

2. 検討委員会での主な意見（第 9 回まで）について

（会長）：
それでは、第 10 回の検討委員会を始めます。本当に暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。また傍聴の方も、お忙しい中、朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。
この委員会も第 10 回ということで、最初は手探りでしたが、積み上げてきたものの集大成がだんだんと形になってきたところでございます。そうするとだんだん具体的なイメージが見えてきて、地域ごとに具体的にどんなことをすればいいだろうかということで、本日の議題で話がありましたように、計画の部分を話し合って、条例案といいますか、条例の不足する部分を形づくっていこうと思っております。
幾つかまだまだ討議しなければならない問題が残っております。そうした問題について今日は議論させていただいて、今後の予定のところでまたお話しさせていただきますけども、この条例案をどのようにこれから進めていくのかについて説明を受けたいと思います。
それでは、議事に従いまして進めてまいります。まず、「検討委員会での主な意見」について、事務局から御説明をお願いします。

（事務局）：
資料 1 により「検討委員会での主な意見」について説明

（会長）：
何かご質問、あるいはご意見なりありますでしょうか。いかがでしょうか。
最後に取りまとめのような形で言っていただきましたけども、これまでの流れとしては協働まちづくり組織のあり方という、地縁型団体を中心とする組織の位置づけであったり、その役割、その組織のサービスは地域住民全体であるという、こういったところのご確認をいただきました。
そうしますと、いわゆるテーマ型と言われる団体はどういう形で位置づけられるのかが今後の課題ですという、取りまとめのようなことをいただきました。そういうことも含めて、何かご質問なりご意見いただけないでしょうか。

（委員）：
先日、私が自治会長を務めます単位自治会で、約 400 世帯が集まってふるさと祭りを開催しました。その準備の中、たまたま地域の民生委員の体調が悪くなり、私が 1 年間代役をすることになりました。祭りを進める中、これまでは自治会長の視点でその準備を見ていましたが、民生委員という立場で見るとまた違ったいろいろな人がいるな、という事を強く感じました。
今回、地元のグループホームの方に、ふるさと祭りを一緒にしませんか、とお誘いしたら非常に喜んで頂くことができました。グループホームの方は自治会員ではありません。このように自治会という立場から少し変わった目線で見れば、そのような方々がまだまだ地域にはいらっしゃることがわかりました。たまたま気が付いてお声がけしたことで、そのような方々がこのような形で地域に入って頂ける、という事を体感しました。
このような新たな人材の発見を、幅広い団体で構成する協働のまちづくり推進組織でも体感できるようになれば良いなと思いました。

（会長）：
今日また条例案のところで少しそのような議論も多分出てくると思いますので、またそちらでもご意見を賜ればなと思っております。
協働のまちづくり推進組織における民生委員の扱いはやや複雑なところがありまして、具体的にどのようなところにかかわるのかという事について、引き続きご意見をいただければと思いますが如何でしょうか。

（委員）：
自治会の加入率の促進では、自治会費というものがネックになっています。我々の自治会は 440 世帯ある中で、生活保護を受けておられる家庭が 60 世帯あります。その方々に一緒に自治会をやりましょうというということが果たしてどうなのかと考えるところもあります。それ以外に障害をお持ちの方、あるいはそういう施設で働いていた方、

また通っている方、住む人、通う人、そんな人にどのように自治会に関与して貰うのかという事も考えていかないといけないと思います。

（会長）：

自治会は比較的参加しやすい組織ではあるのですが、今後高齢化が進む中で自治会費が加入のネックになる可能性がある。都市部では居住世帯数が多いため自治会費があまり高くない傾向にあるためそのような懸念はありません。一方、人口が少ないところは自治会費が高くなるため、加入が難しくなるケースも恐らく出てくると思います。このような事もあるため、前回の議論の中で、協働のまちづくり推進組織のサービス提供範囲は地域住民全員である、という事をご確認いただいたという事でございます。

一方で、委員の方がおっしゃったように、そのような方々が地域のまちづくりに関する意思決定であったりとか、活動そのものにどのように関わっていくのか、サービスを受けるだけなのか、というあたりの議論はできていないと思います。このようなところをご提起いただいたということだと思います。

他に何かご意見やご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど委員が言われたところは大事なところで、本日の議題2「条例項目（案）別の検討状況」の中にも少し出てくることと思いますので、その時にもう少し突っ込んだ議論ができればと思います。

そうしましたら先ほど委員から出たご意見以外には特にありませんので、また条例の検討の中でまた戻ってでも結構でございますので、ご意見を賜ればと思います。

それでは現在の条例項目の案につきまして、事務局からご説明お願いいたします。

４．条例項目（案）別の検討状況について

（事務局）：

資料2により「条例項目（案）別の検討状況」について説明

（会長）：

第9回までの議論を含めまして、それから先ほど委員の方がご提起された部分にも少し係るのかなと思っております。

テーマ型と言われている団体の活動をどのように地域の中に盛り込むのか、これは前回、委員の方からもボランティア活動の中で、実はかなり地域で取り組んでいますよ、という話もありましたので、そうしたものも含めていくためにはどうしたらいいかというところも反映しています。

一つ大事なところを言いますと、明石市では、この市民活動団体というのは、テーマ型、地縁型両方含んでいるということですので、どこかでテーマ型という言葉、地縁型という言葉、それがいいのかどうかはいろいろ言葉の問題はあると思いますが、一つを

地縁による団体、もう一つをテーマ型団体と分けて表現しています。
もちろん完全にきちんと分かれることではありません。ボランティア団体のように、ボランティアの理念に基づきながら、しかしある地域に特定で活動しているからどっちなんだという、こういう議論も出てまいりますので、完全に分かれるわけではありません。資料に書いてありますが自治会とか PTA だとか民生委員なども含めた方を地縁型の団体、あるいは個人というふうに名づけ、一方で NPO ですとかボランティア、それから社協などをテーマ型団体、というふうに位置づけています。そして、それぞれどういう形で地域の中に入っていけるのかという形を今、考えているというところでございます。
事前の事務局との打ち合わせの中で、皆様方のご意見をどう反映していくかという検討の中で、このような内容とさせて頂きました。
どんどん御意見を賜りたいと思います。どの内容からでも結構です。今、前回から変更された部分だけ事務局から説明いただきましたが、それ以外でももちろん結構です。お気づきの点、あるいはご質問などありましたら、どうぞ挙手の上、お尋ねください。

（委員）：
2 点述べさせてください。
今、説明していただきました市民活動団体への支援ということですが、変更されている部分の表現は非常にわかりやすく書いてありますので、私は良いと思います。
もう一点は、言葉では割ときれいにまとまったような表現はしてあるのですが、実際にそれぞれの地域で見ていくと、やはりまだまとまってない、まだとても独立できないような校区もございます。
ボランティア団体も含めて市の指導とともに、様々な団体を巻き込んでいくということをもう少し強調するようにできればな、と思います。そのあたりが少し気になるところでございます。

（会長）：
いろいろな団体というのは例えばどういうことでしょうか。

（委員）：
二見地区には三つ小学校区がございまして、それぞれに活発に活動していますが、校区まちづくり組織にはボランティアも含めてもっと様々な団体を巻き込んで活動して欲しいと思っています。
先ほど委員の方が言われていたことに関連しますが、二見西にも知的障害者の通所施設が二つございます。ボランティアグループとしては一緒にその施設も巻き込んで、クリスマス会とか、市民広場でいろんな障害の方も呼んで一緒に交流するような取組みも

行っていますが、小学校区単位の活動という事になれば少し違うのではと感じる部分があります。このあたりについて、中間支援組織にも指導して頂き、何か良い形に持っていけないかと思っています。

（委員）：
小学校単位で協働のまちづくり推進組織をつくるとすると、28 小学校ありますので、それぞれの違いが出てくると思います。条文の中に、様々な団体をすべて網羅するのは無理があるので、それぞれの地域の特性を生かしてもらって、その地域の中で話をしていただいて、いろいろな団体に地域の組織として入って貰う。その中でこのまちを、地域をどうするのかをそれぞれの地域ごとに決めていくべきで、条文の中に協働のまちづくり推進組織に参加する様々な団体をこれ以上記載するのは難しいと思います。

（会長）：
これ以上難しい、とは具体的にどのようなお話でしょうか。

（委員）：
条文の中にすべての団体を網羅して入れるのは無理ということです。なので、それぞれの地域の特性を生かしてやって頂けたら良いのではないかと思います。

（会長）：
条例とか法律には考え方が幾つかあります。一つは、書いてないことは何してもいいという考え方と、それから書いていること以外やってはだめという考え方があります。今回の場合はどうでしょうか。先ほど委員がおっしゃったように、最低限のものだけ書いといて、あとはある程度自由にしたら良いという発想がいいのか、いや、これだけいろいろな事が出来るというイメージを広げておいたほうが良いのか、どちらが良いのでしょうか。

（委員）：
そのあたりの考え方は非常に難しいです。行政としては、明確に参加する団体が書かれていないから 28 小学校区からそれぞれ相談されるとその処理に手間がかかるという問題があります。地域としても条文に明確に書いていないと何をやっても良いという考えになってしまい収拾がつかなくなる恐れがあります。
地域が、条文には書いていないが自分たちの地域はこう考える、といった形で個々に審議すべき内容だと思います。これを行政と話し合い、解決する方向で進めるべきだと思います。このような問題が出てきた時には、28 校区全てに、このような問題があります、という形で働きかけて意見を聞く事も必要だと思います。

（会長）：

お話の後半の部分は今後の進め方の中に少し係る内容ですので、その中でご意見をいただきたいと思います。

先ほどおっしゃったように、この条文に関してはメニュー型であると思っています。いろいろなメニューを広げておいてこの中からアラカルトで選んでいくイメージのものです。ただご指摘がありましたように、このメニューの範囲を超える内容が出てきた時にどのように対応するのか、という事はこれまで条文案の中で考えてきませんでした。要するに条例の精神に基づいてどのように考えるのかというところはこれまで議論してきませんでした。

協働のまちづくり推進組織には、基本的には、協働のまちづくりの理念を共有する団体、個人が参加できるという文もあるので、恐らくこの部分に基づいて、先ほどご指摘があったような点は対応できるのではないかとは思います。

では、次の委員の方お願いします。

（委員）：

やはり行政は条例を作ったら、その条例以外のことはできない、というスタンスが多いと思います。条例に書いてあることは基本的な内容で、皆さんでそれを応用してください、というものはありません。どちらかと言えば条例に書いてあること以外はできません、という内容が殆どだと思います。

ただし、やはりいろいろなケースが出てきます。このような場合、行政としては条文を読み替える、という作業を行います。何か問題が出てきた場合、条文を読み替えて、条文はこのような事も指しているので、相談された内容は条例の範囲内である、という説明をできれば良いのではないでしょうか。

条例は守るべきものでありますが、文章を読み替えて処理できるような表現にしておけば良いのではないでしょうか。

（会長）：

事業者について、構成員の条文案の中に反映できていませんが、例えば事業者が協働のまちづくり推進組織に寄付をしたいと言ってきた場合にどう解釈するのかという問題が考えられます。

先ほど言いましたように、例えば事業者も、まちづくりの理念を共有する個人・団体の範囲にあたると解釈できるので、この問題も解決できるという事になるのかも知れませんが、どのようにお考えになりますでしょうか。

（委員）：

ずるい表現ですが、「など」を使うことが考えられます。「市民活動団体など」という表現し、そこには事業者も含まれますというような表現が可能だと思います。このような表現を使うとどのような団体でも良いのか、という事になり難しいのですが。

あと、テーマ型の NPO 団体などは地域の中で活動する団体もあれば、市全体で活動する団体もあります。このあたりを盛り込んでいただけているとは思いますが、留意いただけたらと思います。例えば市全体で活動する団体と協働できますよ、ということがわかるようになっていれば良いと思います。それから、自治会の活動は自分たちの活動には関係がない、と考えている NPO もあると思います。このような団体に自治会と共存するように働きかけていくことが重要だと思います。

（委員）：

先ほどから協働のまちづくり推進組織の構成団体についての話が続いていますが、私は、資料 2 の 17 ページの「協働のまちづくり推進組織の構成員」に記載されている内容で良いと思う。この中に様々な団体や個人まで含めて記載されていますし「など」という表現もこれで良いと思う。以前の議論で市が協働のまちづくり推進組織をパートナーとして認定するという話がありましたが、構成員の内容は地域に任せて、地域はよほどおかしくない団体で無い限り様々な団体を出来るだけ参加させるべきだと思います。

私が所属する単位自治会にはマックスバリュやダイエーなどの事業者も加入しています。また、今後は川崎重工にも加入して欲しいと思っています。このように地域によって構成団体は異なるので、大きく意味を捉えられる内容になっていれば良く、認定にあたってのチェックはそれほど細かい内容にはならないと考えています。

それから、資料 2 の 17 ページの「協働のまちづくり推進組織の構成員」の中の④で自治会について書いてあるが、自治会だけでなく、自治会・町内会という表現に変えて欲しいと思います。

（会長）：

禁止条項をまとめて相応しくない団体の参加を阻止するという方法も考えられます。例えば反社会的組織や微妙ではありますが宗教組織などが挙げられます。ただ、宗教組織の中でもお寺はコミュニティの核ともいえるのでこのあたりの考え方が難しい。あとは、政治団体や政党なども参加するのに相応しくないかも知れません。行政から交付金が交付される組織に政党が加わっていると問題があると思います。反社会的組織は絶対にダメとして、宗教法人と政党についての考え方が問題になってくると思います。他にも慈善団体になるとキリスト教系や仏教系などがあるので、ここも微妙になってくるかも知れません。

何かこのあたりについてご意見をいただけないでしょうか。どのような団体・個人の

加入がダメというふうにある程度決めておけば、「など」というところの範囲がある程度決まってくると思います。

（委員）：
近隣の自治会で、その地域の宗教団体が年間いくらかの協力金を支払っているというケースもあります。だから、様々な単位自治会に様々な団体や個人が加入している実態があります。このような団体や個人が加入しているから自治会は全てダメですよ、という事になれば、自治会の会員全ての人のバックボーンをチェックすることが必要になると思います。その宗教団体が普段から自治会の会議に参加して意見を言うという参画ではなく、地域の清掃を手伝ったり、年会費を負担する程度の参画に留まっていると思います。
反社会勢力についても、そのような組織の一員の方が単位自治会の活動に非常に協力しているという事例もあります。警察からはどうですか、と聞かれることもあるが、非常に協力的というよりむしろ積極的に協力して貰っている、と話しています。そのような方が自治会に一人でも入っているとダメという事になると非常に組織運営が難しくなると思います。
会員一人一人を調べることは難しい話ですし、何か問題が起きれば警察の管轄する問題だと思います。非常に難しい問題ですが、あまり厳しくすると問題が多いという事を指摘させて頂きました。

（会長）：
ありがとうございました。他にご意見はありますでしょうか。

（委員）：
協働のまちづくり推進組織の構成員については、資料 2 の 17 ページの中の文言で多くの組織が含まれていると思います。また、「理念や活動を共有する団体、個人が参加する形が望ましい」という形で示されていますので、条文としてはこのような形で良いと思います。例えば禁止条項として宗教団体などを個々に挙げていく事については、先ほどの委員の意見にもありましたように複雑な問題があると思いますので、このような緩やかな形にしておけば良いと思います。恐らく自治会などでは会則などを作っているので、個々の会則などで宗教団体や政治活動などを、それぞれの判断で規制すれば良いと思います。

（委員）：
事業者として自治会に入っており、自治会費は払っていますが、どのような活動を行っているのかは把握していません。企業の大きさもバラバラですし、それによってどの

ような形で協力できるのかが異なるなど様々だと思います。
構成員の禁止条項については、先ほどの委員がおっしゃったように各校区で会則を作り、それに賛同する団体や企業などが参加するような形で良いのではないかと思います。
他に前から気になる点があります。資料2の17ページ「協働のまちづくり推進組織の運営と役割」の中に「③小学校区におけるまちづくりで最大の役割を果たす」とあるが、「最大の役割」ではなく、「中心的な役割」に変えた方が良いと思います。「最大」というとそれ以上のものはないというふうに感じてしまうし、テーマ型組織が地域に入ってきた時にそれに振り回される恐れがあるので、その表現を変更した方が良いと思います。

（会長）：
運営と役割の部分については、小学校区において恐らく最大の役割を果たす組織という意味で反映していたのですが、ご意見承りました。

（委員）：
今の委員の方の発言で少し思った事をお話しします。協働のまちづくり推進組織の構成員についてですが、地域のまちづくりに参加することなので、団体にしても個人にしても各人の利益に寄与することを目的にしない、などの文言を反映すれば良いのではないでしょうか。例えば企業を見てみると、営利目的であることが通常ですが、社会貢献という部分であれば参加可能という事になります。個人・団体の利益に寄与することを目的としない、といった内容のものを条文に盛り込めば良いと思います。

（会長）：
非常にわかりやすい表現だと思います。多分この内容は使ってもらえることになると思います。
先ほどの委員の方がおっしゃった、「テーマ型組織に振り回されない」というのはどういう意味でしょうか。

（委員）：
協働のまちづくり推進組織は中心的な役割を果たしますが、テーマ型組織など他から入ってくる団体に振り回されないようにしないといけないと思います。その内容について上手く表現できません。すみません。

（会長）：

わかりました。恐らく小学校区におけるまちづくりの意図と関連しているのではないかと思います。地域のまちづくりが大事であり中心であるという事を謳わないと、市全体のまちづくりを考えるテーマ型組織が地域に入ってきた時に方向性が揺らがないか、という事でよろしいでしょうか。

（委員）：
はい。

（会長）：
それから別の委員の方がおっしゃったように、個人・団体の利益に寄与することを目的としない、というのは非常に良い表現だと思います。この内容は恐らくどこかに反映することになると思います。企業などが参加する時の条件という事になると思います。
他に意見がありますでしょうか。

（委員）：
選挙が近づいていると思いますが、ある自治会や校区では、特定の候補者を推薦するということがあります。今後、協働のまちづくり推進組織というものが出来た時に、校区や自治会に構成員をお任せする、と言うのもまた少し違うニュアンスが出てくるのではないかと思います。私の所属する校区ではこれまで一切そういう事はありませんでしたが、そうではない校区や自治会も結構多いので、その辺りが気になります。

（会長）：
これについては事務局の見解を聞きたいと思います。これはいろいろな意見があると思っています。
明石市は市域が狭いですが、例えば姫路市のように合併によって市域が広くなった自治体では、合併された側の地域において、自分たちの地域の事をどれだけ市議会に反映させていくのかということで、強力な議員を市議会に送り出したいという思いが強くなります。
明石の場合はそのようなことがあるのかどうかはわかりませんが、どぶ板選挙で当選された議員の方などは、協働のまちづくり推進組織との関係を持ちたがると思います。場合によっては、協働のまちづくり推進組織に推薦して貰うことで、協働のまちづくり推進組織にとっても利益になることがあるかも知れません。こういった場合、お互いの利益から協働のまちづくり推進組織が議員を推薦するという可能性が全くないとは言えないと思います。
このあたりについて事務局の見解はどうでしょうか。

（事務局）：
想定していない質問でした。まだ内部的にはそのような話を掘り下げて議論していませんが、政治的な部分については切り離すべきではないかと思います。将来、地域交付金を交付する団体になりますので、政治的な活動については別の組織でやるべきではないかと思います。

（会長）：
私は非常に良い指摘だったと思います。協働のまちづくり推進組織の役割の中に、市に提言できるというものがあると思っています。そうなると市議会議員からすると自分の役割が何なのか、という事になるため、これと関係を持っていこうという考えは当然出てくると思っています。それを一概には否定できないと思います。私は否定できないと思う立場です。
ただそうなると明石市全体の統一性を壊してしまうこともあるので、そのような関係性を持つことが良いとは思えない部分もあります。
そのあたりについて皆さんはどうお考えになりますでしょうか。

（委員）：
いま市議会条例を作ろうとする動きがありますが、その中で議員定数を減らそうとする動きがあります。最近、地元議員 3 人に議会報告会を開催して貰いました。この報告会の中で議員定数の話も出て、定数は 20 で良い、いや 24 で良いという意見が出ました。その中の意見の一つとして、28 小学校区あるので、28 が定数で良いのではないか、という意見もありました。こうなると校区単位の議員という感じになるなという事が気になります。

（会長）：
その懸念は大変良くわかります。議員は地域の代表ではなく市全体の代表だから、例えば産業に詳しい議員、福祉に詳しい議員、教育に詳しい議員といったようなテーマ型の議員が良いのではないか。その場合、地域のことは協働のまちづくり推進組織に任せたほうが良いのではないかといった意見があると思います。一方で、同じ市内でも地域で格差がある中で、これを是正するために、議員は地域の代表という立場が良いのではないか、という意見もあると思います。地方議員をめぐってはこのようにいろいろと議論がありますが、大変重要な論点をご指摘いただいたと思います。
この点についてあまり長時間議論することはできませんが、この条例でパブリックコメントを行う際にもこのような内容は聞かなければいけないことなのかなと思いますが、何かこれに関連してご意見はありますでしょうか。

（委員）：
私たち自治会長や民生委員をやっている者は、常識的にそのような政治的な活動に関与しないという事が言われています。私も一切そのようなことに関与してきていませんが、他の自治会で議員の推薦をするというような話も聞き、驚いたことがあります。ただ、常識的にはそのような事に係りませんし、そのような事はしないという前提で進めるのが良いのではないでしょうか。このようなことまで条例で謳わないといけないというのは何か情けないような気がします。
私たちは今、市議会議員にお願いしている事は特にありません。市議会議員にいう事によって市が動くというのはおかしな話だと思いますし。市民の誰が市に言っても話を聞いてくれ、それが本当に必要であれば直してもらえるという事が当たり前だと思います。
前向きに考えれば、このような話はこれから先の時代、協働のまちづくりにおいて考える必要がないと思っています。

（会長）：
事務局の考えもありますが、これまでのお話を聞きますと、特に禁止項目は設けないが、協働のまちづくり推進組織が候補者を推薦することはあまり良くないというということになりますでしょうか。
これについては協働のまちづくり推進計画の中である程度活動をチェックしていくということで良いのかなと思います。
ほかにご意見がありますでしょうか。

（委員）：
少し構成員の議論から離れてもよろしいでしょうか。構成員の問題は重要であると思いますが、やはり協働のまちづくり推進組織に何をしてもらうのか、という事が非常に重要だと思います。手続きなどの問題も重要ですが、私はこの部分が最も重要だと思っています。
まちづくりの「まち」ですが、「まち」と言うのは単に下水道や公園、道路などインフラがあるから「まち」とは言えないわけで、やはり人々の集合があって、その中で有機的な社会生活があって初めて「まち」と言えると思います。
そのようなことから考えると、インフラは社会生活の向上のための手段でしかなく、「まち」という観点から言うとインフラだけの問題ではないように思います。このことを考えると、協働のまちづくり推進組織の事業はソフト事業を中心に行ってもらうべきではないかと思います。
私が住んでいる地域では、古新聞と古雑誌を集めて、その利益で独居老人を訪問したり、食事を提供したりする団体があります。このような事業は、高齢化が進む中、非常

に重要な事業であると思います。このような非常にきめの細かい事業は行政だけでは出来ません。

阪神・淡路大震災の際も行政だけではとても復旧は進まないと私は感じました。ボランティアの方々が大々的に活躍し、ボランティア元年と言われました。やはり協働のまちづくりにおいてもボランタリーというものが非常に重要になってくると思います。

市では、目的別に支給している交付金や補助金をまとめて一本化し、地域に一括交付することを考えているようですが、単にお金を一本化するだけなら、行政事務の簡素化だけが目的ではないかと言われても仕方ない面があると思います。財政逼迫、少子高齢化がますます進む中で、新たなに生じる社会ニーズにある程度対応できるような事業の指針をこの条例の中や計画の中に盛り込んだらどうかと思っています。

少し前の朝日新聞に、独居老人の方でセルフネグレクトに関する記事が掲載されていました。要するに地域からも見放され、自分自身も地域から離れて暮らすセルフネグレクトの方々が孤独死するケースがあります。このような高齢化社会の中、先ほども述べましたボランティアの方々の活動は非常に理想的な活動であると思います。このような事業を協働のまちづくり推進組織で行えれば理想的であると思います。

条文の中にこのような指針あるいは方向性を謳ってはどうかと思っています。具体的にどのような条文が良いのかについては今考えているところですが、基本的にはそのように思っています。

（会長）：

協働のまちづくり推進条例は自治基本条例に基づいて作っています。自治基本条例の中では、いかに協働を進めていくのかという内容が中心で、何のために協働を進めるのかという事が書かれていないのではないか、ということを恐らくご指摘されているものと思います。

もちろんこれは、資料 2 の 15 ページの理念の部分にもありますように、市民力を生かした未来を開くまちづくり、という大きな理念があって、そのために協働しますという事になります。ただ、自治基本条例を制定した時期と今では、やはり課題が変わってきている。それを考えると自治基本条例には盛り込めなかったところがあり、そういったものも盛り込んでいけばどうか、ということだと思います。

また、先ほどセルフネグレクトの話が出ましたが、社会的包摂を進めていく手段として協働を位置付けてはどうか、いま行政だけでは社会的包摂を進めるのが難しい中にあって、条文に盛り込むことでそのようなものが進められるのではないか、そうした内容を謳ったらどうか、というご意見でした。

これについて、条文の最初の方に入れるべきなのか、協働のまちづくり推進組織の役割の中に入れるべきなのか、どうお考えですか。

（委員）：
冒頭の理念の部分に盛り込むべきではないでしょうか。また一応、協働のまちづくり推進計画の中においても具体的に何か表現できれば良いと思います。

（会長）：
みなさんはどうお考えでしょうか。自治基本条例である程度理念が謳われていてそれに基づいて協働のまちづくり推進条例の内容についての議論を進めてきました。このような背景から、その議論の内容は手続き条例に近いものとなっていました。ただ、自治基本条例が出来て3年目となりますが、その間に社会的包摂の問題はかなり大きくなっています。自治基本条例の検討期間も含めるともっと前の話となりますので、その間に出てきている問題としてそのような問題もあるだろうという事だと思います。
何かこのあたりについてご意見をいただけますでしょうか。

（委員）：
いま議論されている内容は、地域の社会福祉協議会で内容によって網羅できるというか、しなければならないと思います。ひとり暮らしの高齢者の方々については地域の社会福祉協議会が全面的に支援するので、この条例の中ではそのような細かいことまで書くのではなくて、それに繋がるような文言を入れるので十分ではないかと思います。
そのような見守りなどで、協働のまちづくり推進組織も役割分担して動くことになると思います。その立場立場で手厚く動ければ良いのではないでしょうか。

（会長）：
理念にまで細かいことを謳う必要はないのではないか、という意見だと思いますが。一方で、行政で担えない部分を協働で行うということは条文に書いたらどうかというご意見でしょうか。これは多分おっしゃられる通りですが、資料2の15ページの基本理念の部分をもう少し掘り下げて、何のために協働するのかという事を書くという事については少し考えたいと思います。
あと、おっしゃったように地域の課題は違うので、条文に全てを書き込むのは難しい。安全の問題もあれば、社会的包摂の問題もあります。いろいろな問題があるので、条例に全てを書き込むのは難しいだろう。よって、協働のまちづくり推進組織が計画を作成する段階で、地域の皆さんに考えて頂くようなことで良いのではないか、というご意見でよろしいでしょうか。

（委員）：
はい。

（会長）：
これについてはどうでしょうか。

（委員）：
事細かに具体的に条文に表現するというイメージは持っていません。指針といいますか方向性を示せればよいと思います。何のために協働するのか、その必要性を反映できれば良いと思いますので、委員の意見に意義はありません。

（会長）：
ありがとうございます。他に何かご意見はありますでしょうか。
今日はいろいろ重要なキーワードが出てきました。かなり進んだ部分もありますし、まだまだ考えないといけない部分もあります。
資料 2 の 22 ページの市民活動団体への支援のところをご覧ください。先ほど委員より、古新聞や古雑誌の回収による利益で独居老人の訪問サービスや食事サービスを提供する市民活動団体のお話がありました。非常に面白い事業に取り組む例ですが、このようなコミュニティビジネスはテーマ型組織がやるものなのか、地縁型組織がやるものなのか、その線引きが難しいと思います。よってここでは、「地縁による団体」「テーマ型団体」の両方を記載しました。
何かご意見をいただけますでしょうか。

（委員）：
何のために協働するのかについては、行政だけでは出来ないこと、という事になります。きめの細かい活動は行政には出来ません。そこにたまたま上手く動いているボランティア団体や NPO 団体があると、そういったところと上手くコラボレーションすることで協働の肉づけが出来るのではないかなと思います。それが今までにないまちづくりのやり方であると思います。
あと、テーマ型に振り回される、という話が別の委員からありましたが、たまたまテーマ型団体が大きなお金を手に入れたことで、今まで係わりを持たなかった地域が一緒に事業展開を行うことがあります。お金が 100 万円単位のものであれば結構それに巻き添えをくうことがあります。お金があるうちは良いけど、それが無くなると継続できるのかという話になりますので、このような事を振り回される、と表現されたのではないかと思います。
地域交付金にしても同じようなことが言えるかも知れませんので、何か条文案にもう少し付け足した方が良いのかも知れません。

（会長）：

そのあたりもう少し具体的にお話いただけますでしょうか。

（委員）：
例えば市民活動実践助成金という制度があります。これは年1回プレゼンテーションを実施し、選ばれた団体が助成金を受けるという内容になっています。この制度の利用者は当初テーマ型組織のメンバーだけが活用していましたが、最近では単位自治会がこの制度に申し込む事も増えてきています。まちづくりが進化し、参加団体の傾向が変化してきているように感じます。このあたりについて何か記載できないのか、と思います。
あと話が変わりますが、市議会議員の話に戻ります。現状を見ると、市議会議員は地元の声を大事にしています。そうでないと市議会議員は居てもいなくても同じになってしまうと思います。先日ある議員の方のチラシを見たのですが、議員数を今の倍、給料を半分にする提案をされていました。良い悪いは別にしてそのような発想があるのか、というふうに思いました。
私が考えたのは、中学校区で徹底的などぶ板選挙を行い、そこから2名の市議会議員を選出する。このような方法の方が、地域密着型の議員を選出できるので良いのではないかと思います。広域的な問題については、会派や勉強会で意見交換していけば良いのではないかと思います。

（会長）：
お話の前半の部分はテーマ型と地縁型の支援のありかたについてのお話でした。今のところあまり細かく記載していないけど、もう少し詳しく書いてはどうか、というお話でした。資料2の21ページの「6　地域交付金の交付」や22ページの「2　市民活動団体への支援」という部分の話になります。
もう少し具体的なお話を頂きたいのですが、先ほどテーマ型支援のための助成金に地縁型も申請して生きているというお話がありました。このような事も勘案し、交付金は地縁型、テーマ型を問わず幅広く交付されるべき、というご意見でよろしいでしょうか。

（委員）：
そうです。

（委員）：
今の委員の方と意見が重複しているのですが、やはりどの団体も助成金が欲しくて市民活動団体実践助成に応募したり、ボランティア連絡会に加入されたりします。自治会や市民活動団体や民生委員なども含めて様々な団体が助成金を受けています。このあたりの助成に対するものを記載した方が良いのかと思います。
あと、市議会議員についてのお話は逆発想で面白いなと思って聞いていました。ただ

私は地域が選ぶ議員ではなくて、市域全般について勉強して活動している議員が理想的であると思っています。

（会長）：

助成の話については事務局と話し合って決めたいと思います。

市議会議員の話は二つの考え方があって、一つは協働のまちづくり推進組織のような自治組織がしっかりしてくれば、議員はテーマ型の役割を果たす形になるだろうというものです。つまり、産業分野が得意な議員や教育分野が得意な議員という形になるのではないか、というものです。

もう一つは、やはり地域を代表する形です。地域の格差を是正する役割を担う形です。

他にご意見はありますか。

（委員）：

資料 2 の 17 ページ「協働のまちづくり推進組織の構成員」のところで市議会議員の話が出てきたのではないかと思います。私たちの校区では、校区まちづくり組織があり、そこに各種団体が構成員として加入しています。その中に地域の代表として市議会議員も顧問として加入して貰っています。様々な話し合いの中で地域の問題を市議会議員にも共有して貰えるメリットもありますし、構成員はそれぞれの地域が考えていけば良いのではないかと思います。

選挙の話はまた別の話ですね。議員の定数を増やして中学校区単位に 2 名ずつ選出するのは良いアイデアだと思いますが、それは選挙を担当するところが考えるべき問題だと思います。この検討委員会はまちづくりに関しての議論をしており、その構成員や役割、運営というところで、市議会議員からどのような知恵を貰うのか、という話になるのではないかと思います。

構成員や運営の話はこれくらいにして、合意形成や意思決定の方法についてもう少し議論したほうが良いのではないでしょうか。

（会長）：

市議会議員の話はここまでにします。ご指摘のように、市議会議員にどう係わって貰うのか、については各地域で考える、これは一つの方法だと思います。

では、合意形成の仕組みと活動の際の役割分担についてのご意見をお願いします。

（委員）：

構成員はこのような方々ですという事を提示するだけでは、上手く活動するのは難しいと思います。協働のまちづくり推進組織が様々な活動を展開するためには、課題をどのように解決していくのかについての部会を作って、その中で検討していく必要がある

と思います。このような事を条例で定めるのは難しいとは思いますが。

（会長）：
合意形成に関しては、それぞれの地域で異なります、という話だったと思います。全員賛成ではなくても 7 割の人の賛成があれば良い、場所によっては過半数の賛成で良い、とか様々だという話でした。
あと、組織的な話で、部会も組織もある方が良いという考え方もあれば、また違った考え方もあり、それはある程度各地域の協働のまちづくり推進組織に任せる、という話でした。このあたりについては、既に議論してきた内容ですので、皆さん合意いただいていると思います。
どのように合意形成していくのかについては、それぞれの地域の考え方にお任せする、という話でした。

（委員）：
資料 2　19 ページに「協働のまちづくり推進組織の合意形成」のところがまだ検討途中になっています。我々の議論についてもこれまで恐らくまだあまり議論してこなかったように思います。

（会長）：
わかりました。各地域にお任せする、という話になっていますが、何かご意見をいただけますでしょうか。

（委員）：
合意形成については非常に難解な問題ですね。その前段階の話を少しさせてください。条例施行後に全ての小学校区に一律に協働のまちづくり推進組織を作るのは問題があるように思います。共通意識とコミュニケーションが希薄な地域で協働のまちづくり推進組織を作っても、それが地域の意思決定の場であるということが、なかなか容認されないように思います。
やはり協働のまちづくり推進組織を作る前に住民同士の対話の場を重ね、地域が結束しようという機運が盛り上がった時点で、協働のまちづくり推進組織を設立するのが望ましいのではないかと思います。このような進め方であれば、合意形成についてもある一定の方向が見えるのではないかと思います。
時間の問題はありますが、ワークショップで市民の方に多く参加していただき、多く開催することで、機運を盛り上げて、盛り上がった時に協働のまちづくり推進組織を結成するのがベターであると思います。

（委員）：

これまで地域は県民交流広場事業に取り組んできました。県民交流広場事業で各種団体が連携する校区まちづくり組織を立ち上げて様々な事業を実施してきました。であるのに、同じような事をモデル事業として2年半かけて実施する予定になっています。このあたりどのような考えからこのような流れになっているのか理解できない。

全ての校区で押しなべて上手く事業を進められたのかはわかりませんが、少なくとも県民交流広場事業のためにそれなりの組織を作って、合意形成をし、事業を進めてきました。このあたりの評価と今後それをどう高めるのかについてお話を頂きたいと思います。

（会長）：

先に発言された委員の方は、合意形成がどういうものかという事をこの場だけで決めるのではなく、やはり地域がどういう動きになっているのかを踏まえて決めれば良いのではないかというご意見でした。

後で発言された委員の方は、県民交流広場事業の組織が既にあり、それを活用する。今後モデル事業があるがそういうものと関連させればどうか、というご意見だったかと思います。モデル事業については後ほど事務局から説明がありますので、その際にまたご議論いただければ、と思います。

このあたりで一旦取りまとめたいのですが、副会長お願いします。

（副会長）：

重要な論点が話し合われ、かなり煮詰まってきたように感じます。この後、協働のまちづくり推進計画の内容についての議論に入っていきます。この協働のまちづくり推進計画とそれに基づく協定、また地域交付金のところで、何のための協働なのか、という事をもう少し明確にし、協働の目的を記入していく必要があると思います。

この条例は協働のまちづくり推進組織をつくって、協働のまちづくり推進計画をつくり、地域交付金を交付する、という事をまとめる流れになっています。もちろんそれ以外にも中間支援の話なども含まれていますが、大きな柱となる部分はそのような流れであると思います。その部分と少し重なりながらはみ出ている領域、例えば行政側の政策として実施する事業があると思います。その中で地域が取り組むべき必要性が高いものについてモデル事業的に地域で実施するケースは多いと思います。そのような事業を地域がどのようにして受けていくのか、その際に協働のまちづくり推進組織とどのように協議していくのか、どのような選択をおこなうのか、という事を条例にまで明記する必要はありませんが、少し想定しておく必要があるのではないでしょうか。

また、先ほど委員の方がおっしゃったように、条文を読み替えて対応する必要が生じる事も考えられます。行政が大きく変化する中、どのような可能性があるのか、という

事についても考える必要があるのではないでしょうか。このような部分に市議会議員の役割などが係わってくる話だと思います。

（会長）：
今後の課題も含めて非常に上手くまとめて頂きました。
お話に出ましたように、協働のまちづくり推進計画と今後の進め方について合わせて事務局から説明いただき、意見交換をさせていただけたらと思います。
失礼しました。先に市民センターの機能についてのご説明をお願いします。

（事務局）：
資料 3 により「市民センターの機能」について説明

（会長）：
第 9 回の検討委員会で宿題になっていたのを忘れていました。資料 2　20 ページの「地域間のネットワークづくり」の中で市民センターの役割の話が前から指摘されていました。現在は市の窓口業務を主に担っているという話ですが、市民センターがどのこまでまちづくりに関与しているのか、というのが資料 3　25 ページに記載されています。これについてご質問やご意見があればお願いします。

（委員）：
市民センターにこだわっているので、前回も意見しました。市民センターの機能というか、市民センターの取扱説明書のような情報を私は求めているのではなく、市民センターの機能にはこのようなものがあるから、どのようにして協働のまちづくりに係わっていくのか、といったような方向性のお話を聞きたかったと思います。
今年から市民センターの所属部が変更され、市民健康部が所管し、コミュニティに関しては兼務という事になっていると聞いています。このような中、行政としては市民センターにおける協働の役割をどう考えているのかというお話を聞きたかったと思います。

（会長）：
この説明を聞く限りにおいては窓口機能に特化していき、協働のまちづくりにはあまり関与しないように感じます。まちづくりの部分については、場所を貸すといった形で施設としての役割を果たします、という印象を私は受けました。行政のお考えはいかがでしょうか。

（委員）：

行政は自治基本条例で小学校区を単位としたまちづくりという事が定められているので、小学校単位という事をしきりにおっしゃっていますが、小学校区だけでは出来ない事もあるので、市民センターを使わないともったいないという事もあり、口酸っぱく指摘してきました。

（事務局）：
昨年度まで市民センターはコミュニティ推進部の所管でしたが、今年度より市民健康部が所管しています。その理由は、感覚的には窓口業務が 7~8 割ということで、国民健康保険であったり、介護保険であったりの話についての係わりが大きいからです。
一方で、市民センターの所長と課長はコミュニティ推進部の兼務をしております。といいますのは、小学校区を中心にまちづくりを進めていますが、やはり広域的なまちづくりもありますので、例えば中学校区単位であったり、旧町単位であったり、そのような広域的な地域の課題については、各市民センターもそれらの解決に携わるという役割を担っています。このように市民センターが協働のまちづくりから完全に離れたわけではなく、小学校区を超えた区域については各市民センターが今も係わりを持っているという状況です。

（会長）：
先ほどの委員の方の意見は、では、今後どのような方針なのか、という事なのだと思います。つまり市民センターを協働のまちづくりに関して何かに活用する意向を持っているのか、という事を知りたいのだと思います。例えば防災面については市民センターが担うということであれば、協働のまちづくり推進組織は防災に携わる必要がなくなります。このあたりについてどのようにお考えかという事だと思いますが、何かありますでしょうか。

（事務局）：
先ほど申し上げましたとおり、小学校区単位の問題は小学校区コミュニティセンターを中心としたまちづくりを考えており、広域的な部分については引き続き市民センターで担っていこうという考えです。
防災などについては水防組織であるとか防災組織という形で、また違った組織で動くことになり、そのラインの中での役割を担っていく事になります。このラインの中で地域との関わりが生じる事もあります。

（委員）：
我々の地域での市民センターとの係わりについて紹介します。魚住町は 4 つの小学校区があり、話し合いは魚住市民センターで行います。その場所を借りています。この話

し合いの場を 4 小学校区連合自治会連絡会という形にし、市民センターに事務局を担って貰っています。また、防犯については、魚住町には 4 つの防犯組織がありますので、その事務局も担って貰っています。更に地区社協の地区事務局も担って貰っています。恐らく二見市民センターもほぼ同様の形だと思います。地域の事務局として頑張って貰っています。もう少し頑張って欲しいとは思っていますが。

（委員）：

二見市民センターについて私からお話させてください。私はあまり出入りしていなかったのですが、他の団体の方から聞いた話では、事務局機能が非常に重宝されているとの事でした。ただ、今年度から体制が変わり、少しこれまでと対応が違ってきた、という話を聞きました。担当の範囲が狭くなったのか、そのあたりについて話を聞きたいなと思っていました。

魚住市民センターと同様に地域全体に係る団体の事務局を担って頂いていたのですが、部分的に不都合なことが起きているようです。例えば、地区社協の事については、自分たちでやってください、という形で突っぱねられたという話を聞いています。市民センターの機能が変わったのか、という事についてお話を聞きたいなと思っていました。

（事務局）：

これまで市民センターに地域支援担当係長を配置していました。市民センター区域については地域支援担当係長が地域への支援を行ってきましたが、今年度から市民協働推進室が小学校区単位に関しては全市的に対応する体制に変わりました。表面的にはそのように変わっていますが、市民センター区域の小学校区単位のまちづくりは市民協働推進室が担っていますので、内容的には基本的に変わっていないと思っています。

（委員）：

西明石地区では、6 つの小学校区が集まり、西明石活性化プロジェクトの協議会という形で市民センター的なものの必要性について話し合っています。いま西明石に来られている方々にどのような用事で来られたのか、など様々なヒアリング調査を実施しています。子どもが気軽に集まれる場所や高齢者の方が自由に集まれる場所など、いろいろな機能が必要ではないか、という事で調査を実施しています。

お話を聞いていると魚住は 4 小学校区、二見は 3 小学校ということでありながら、非常に手厚い事務局機能を手当してもらっているなと感じました。西明石は 6 小学校区もありながらこのような事務局機能は手当してもらっていません。面倒を見て貰っていないのに頑張っている状況ですが、ある意味、何も無い方が頑張れるのではないかと思う部分もあります。

市民センターのような建物が必要というより、何か別の機能的なものが必要ではない

かという事で調査を進めていますが、何か結果を残せたら良いなと思っています。

（会長）：
恐らく、皆さんのご意見をうかがっていると、市民センターが担う役割の一つは窓口機能であると割り切っている部分があるのではないかと思います。一方で、広域的な事務処理であったり、広域的な拠点がどこかに必要という思いもあるようです。この役割を市民センターが無いところは作らなければなりませんし、市民センターがあるところはそれを活用するという事なのだと思います。
はっきり申し上げると、恐らく市民センターは行政窓口として特化していき、一方で、その建物に中間支援組織や新たな組織が入り、広域的な事務機能を担う事になるのだと思います。このような形で各校区の活動の広域的なとりまとめや事務を行うといった調整機能を持つようになっていくのではないかと思います。
恐らく、今のように市の職員が調整に取り組むのではなく、いずれは市民センターの場所は使うが、取り組む担当者は NPO であったり中間支援組織であったりするかも知れないと思います。あるいは協働のまちづくり推進組織が順番制で取り組むことになるのかも知れません。いろいろなパターンは考えられますが、何らかの広域拠点は必要になるだろう。そこに市民センターが位置づけられるのではないかと思います。
先ほどの事務局の話であると、各種まちづくりの組織とは完全に切れない状態ですが、それを役割として完全に切ってしまい、場所としては利用しても良い、といった役割を果たしていくように思います。

（委員）：
少し先ほどの話に補足させてください。西明石の駅の一部に子育てやテーマ型の活動団体やボランティア団体などが集まれるような場所が必要だと思っています。是非応援いただきたいと思います。

（会長）：
考え方としては、「地域間のネットワークづくり」という中に市民センターを位置付けて、場所を提供するが、恐らく職員がその手助けをすることはない、という事になるのだと思います。

（事務局）：
窓口に特化しようという事では決してありません。現状どおり、広域的な部分については今の段階では行政で支援していく考えにあります。将来的には会長が話された内容が望ましいのかなと思う部分はありますが。

（会長）：

よろしいでしょうか。恐らくそのような形の位置づけになるのではないかと思います。時間がありません。この議題についてはこのあたりで締めて、今後の進め方について事務局から説明をお願いします。

５．今後の進め方について

（事務局）：

資料 5 により「今後の進め方」について説明

（会長）：

時間配分が十分ではなく、すみません。

ご説明のモデル事業はまさに計画づくりと関係します。ワークショップなどを積み重ねていき、意見集約のシステムをどのようにその地域で考えていくのかという事を実践します。

前から言っていますが、28 校区全てでモデル事業を実施するのは多分難しいと思います。出来るところから取り組むのが望ましいと思います。このあたりも皆さんのご意見などを事務局がある程度考慮し、出来るところから進める方向性となっています。このようなモデル事業に取り組めるのはある程度熟度の高い地域ですから、このようなところで議論していただき、その必要な部分をフィードバックしていく仕組みを作ろうという考え方に変化しています。

このように、皆さんのご議論いただいたところが今後の方針にも反映されています。何かご意見やご質問はありますでしょうか。

（委員）：

5 年間実施した県民交流広場事業を県や市はどのように評価しているのでしょうか。そのあたりの話が聞けていないので、お聞かせいただきたいと思います。

あと、モデル事業で、各校区の組織を十分に把握したうえで検討を進めるとの事ですが、どこがどの程度、どのような事を実施するのか、5W1H みたいなものが資料 5 ではよくわからないので、そのあたりをもう少し丁寧に説明していただきたいと思います。

まず現状をどのように見ているのかについて教えて下さい。県民交流広場事業を 5 年間実施しました。これとモデル事業をどう結びつけるのかそのあたりの説明が欲しいです。これまでの取組みが不十分であったということであれば自己反省しますが、自分たちもそのあたりの評価ができていません。県や市がこれまでの取組みをどう評価されているのかが一番気になるところです。

（会長）：

いかがでしょうか。まず県民交流広場事業についての評価についてお聞かせ下さい。それから県民交流広場事業を終えた後も事業を継続しているので、それとモデル事業の関係についてもお聞かせください。

（事務局）：

県民交流広場事業の評価については正式な形で市が外部にアナウンスすることは出来ていませんでした。5 年間取り組むことで、まずは小学校区単位でまちづくりを進めるというきっかけになったのかなと思っています。それまでは自治会中心で、ともすれば自治会だけで取り組んできたようなところが多かったと思いますが、校区まちづくり組織でいろいろな方が場を一つにしてまちづくりを進められて、このような小学校区単位でまちづくりを進める機運が高まったといいますか、その流れが出来たのかなと思っています。

ただ、この条例検討委員会でもご議論いただいているように、校区の基本的に全ての方の同意であったり、合意であったり、方向性の周知であったりが出来ている状況かという事になりますと、まだ少し疑問が残る校区が非常に多いのかなと感じています。そのあたりをこのモデル事業を通じて取り組んでいただき検証する必要があるのかなと感じています。

この条例検討委員会でも目指すべき姿が議論されてきましたが、ある校区がどのくらいの段階でどういうふうに取り組めるのかという事や、地域の方がワークショップなどを通じて自分たちの校区の現状を確認し、目指すべきところとのギャップなどを感じていただき、実際に事業に取り組んでいただく。取り組んだ中でどこまでできるのか、という事なども検証する必要があると感じています。

現状としては、モデル事業はこのようなものを目指して実践したいと考えています。

（会長）：

モデル事業と地域交付金の関係性という点はいかがでしょうか。

（事務局）：

この条例検討委員会でもお話がありましたが、地域交付金は地域に住む皆さんにサービスを提供するための交付金であるという意味もありますので、そうすると使い道等については地域の中で合意を得ていく必要があります。

故にこのようなモデル事業を通じて地域の皆さんのご意見が反映できるような仕組みを作らないといけないと思います。本当に皆さんのご意見が反映できるのか、どのようにすれば反映できるのか、を検証する必要があると思います。現状と理想の埋め合わせと言うか、繋ぎの部分が出来ていけば、交付金の使いみちもおのずと地域の中で合意

できるようになり、スムーズに進むようになるのではないかと思います。

（会長）：
どのようにモデル事業対象校区を決定するのかという点については何かお考えはありますか。

（委員）：
モデル事業 3 年間で 90 万円という事業費のあと、市長が言われている 1,000 万円という地域交付金の姿が見えてくるのでしょうか。このあたりをある程度考えていかないと、今後モデル事業を進めるにあたっての校区のまとめ方に影響があると思いますが。

（事務局）：
モデル事業対象校区の決め方については、明石市連合自治協議会の役員の方々に相談させていただいています。どのくらいの校区から希望があるのかという事もありますので、希望校区にヒアリングなども実施させていただきながら、明石市連合自治協議会と相談して決定したいと思っています。
モデル事業の事業費が 90 万円というお話がありましたが、この事業は 90 万円をどのように使うか、というものではなく、地域の合意形成のために活用するものです。いま地域の中でいろいろな事業を展開されており、様々な補助金も交付されています。このような今の取組みやお金を含めて、地域の中でどうやってまちづくりを進めるのか、どのようにお金をつかっていくのか、について合意形成頂くことが事業の目的の一つとなります。
必要な組織、必要なメンバーなど様々なお話をしていただきたいと思います。90 万円をどう使うのかという視点ではなく、もう少し大きな広い視野で考えて頂きたいと思っています。地域に入ってくるお金をどう使うのか、どういうふうに活動していくのかという事の先に、例えば地域交付金をどう使っていくのかというものがあると思います。
その様にして地域でまちづくりに取り組む中で、例えば現在市が実施している事業を地域で担っていくという事も可能になるのではないかと思います。地域で取り組めるのではないか、その方が効率的で、自分たちのまちづくりに合っているという事についてはそのような形もあると思います。これに取り組むにあたっての合意形成がしっかりとでき、市と協働で取り組めるという事になりますと新たな公共的な分野も出来てくると思います。
市長はシンボル的に 1,000 万円という金額を言っていますが、このような取り組みが可能になれば、例えば 1,000 万円ではなく、2,000 万円、3,000 万円という事も将来的には可能かも知れません。今、地域に補助金として交付しているお金を合算してもなかなか 1,000 万円には届きません。ですから、まずは地域に入っているお金や取組みをど

のようにやっていくのかという事を話し合って合意形成いただき、その先に地域交付金というものが見えてくるのではないかと思います。

（会長）：
よろしいでしょうか。

（委員）：
また今度別の機会にお聞かせください。

（会長）：
先ほど事務局から説明がありましたように、事業費の 90 万円はどのように配分するのかというものではなくて、地域のまちづくりの仕組みを作るための 90 万円です。例えばワークショップを実施したり、先進地の資料を集めたり、先進地に視察に行ったり、講演会を開催したりするような使い道になると思います。
また、モデル事業ですが、2 年目に交付金の使いみちを決めるところまでいければ、もしかしたら先行的に地域交付金の交付という話になるのかも知れません。出来なければ、2 年間かけて計画を作成し、3 年目から事業を実施する。恐らく進行具合を見ていこうという考え方だと思います。
モデル事業で早く計画ができれば地域交付金を実際に動かしてくださいという事になるのかも知れません。そうすれば、その結果をフィードバックし、他の地域に反映していくことが出来ます。恐らく今の計画はこのような感じだと思います。
協働のまちづくり推進計画についても議論頂きたいと思っていましたが時間がありません。資料 4 にどのような計画を作るのか、ということで概要や事例をまとめていただいています。非常に勉強になるものだと思いますので、次回以降議論する時に参考にさせていただきたいと思います。
何かこれだけは言っておきたいということがあればお願いします。
無いようですので、事務局に進行をお返しします。

６．今後の予定について
（事務局）：
ありがとうございました。最後に今後のスケジュールについてご報告します。
次回、第 11 回の検討委員会につきましては、事前に皆さまの予定を確認しております。次回は 10 月 25 日木曜日の 16 時から、場所は市役所の議会棟 2 階の大会議室となります。
議論は本日の議題で少し残っている部分もありますし、中間まとめ内容についての話し合いという形になるかと思いますが、よろしくお願いします。それではこれをもちま

して第 10 回の検討委員会を閉会したいと思います。ありがとうございました。